



# 福島県内の臨床研修病院を見学してみませんか!

福島県では、福島県内の臨床研修病院を見学する県外大学の医学部生を対象に、旅費（交通費・宿泊費）を支給します。  
是非、夏休み等の機会を利用してご見学ください。

## 支給の対象者

将来福島県内の臨床研修病院において臨床研修の実施を検討している**県外に所在する大学医学部に在学する4年生から6年生**（ただし、下記医学生は対象外です。）

- ・防衛医科大学校、海外の大学等に在籍する医学生
- ・福島県以外の都道府県の修学資金の貸与を受け、初期臨床研修が福島県外に限定されている医学生

## 支給の条件

- (1)県内の臨床研修病院を1回の行程で2箇所以上見学してください。
- (2)臨床研修病院の見学日は、原則連続した日付としてください。ただし、臨床研修病院側の受け入れの都合により中日が生じる場合を除きます。（中日に発生する宿泊料は支給しません。）
- (3)見学先の病院から交通費等を受給している場合は支給しません。

## 支給までの手続き

- ①事前に見学先となる臨床研修病院と見学日程を調整してください。
- ②**見学を行う10日前まで**に福島県に「福島県臨床研修病院見学申込書(様式1)」及び「予定行程表」に必要事項を記入のうえ、電子メールにてをお送りください。なお、使用する様式は福島県地域医療支援センターのホームページからダウンロードしてください。
- ③福島県は、申込者から提出された見学申込書及び予定行程表の内容を確認後、受領を確認した旨の電子メールを送信します。
- ④臨床研修病院で見学してください。
- ⑤見学終了後、速やかに「福島県臨床研修病院見学報告書兼旅費請求書(様式2)」及び、実績行程表に必要事項を記入のうえ、領収書（宿泊及び利用した交通機関に関するもの。宛先は見学者本人宛てのものに限り、「上様宛て」は不可。）を添えて福島県に郵送にて提出してください。
- ⑥福島県は、実施状況を確認した上で、申し出のあった金融機関の口座に旅費を振り込みます。

## 支給対象の旅費

- 対象となる交通費は次のとおりです。  
鉄道、飛行機、高速バス及び路線バスの料金、自動車を利用する場合のガソリン代相当。  
ただし、鉄道のグリーン料金、近距離の特急料金等、自動車の高速道路使用料金、レンタル料金等は対象外です。
- 宿泊費は、実家、友人宅、臨床研修病院が提供する宿泊施設等に宿泊した場合は支給の対象外とします。
- 見学を実施するに際し、臨床研修病院以外の場所（実家、友人宅、臨床研修病院以外の見学先等）に立寄る場合は、自宅から臨床研修病院、臨床研修病院から臨床研修病院、臨床研修病院から自宅まで直接行く場合の旅費の額を計算して支給します。
- **予算の範囲内で支給**しますので、申込者多数の場合は**先着順で支給**します。

〔問合せ先〕

福島県保健福祉部医療人材対策室

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話：024-521-7881 電子メール：rmsc@pref.fukushima.lg.jp